

埼例規第64号・交指

平成2年12月28日

埼玉県警察本部長

自動車の使用制限等に関する事務処理要領の制定について（例規通達）

（概要）

本通達は、自動車の使用者に対する使用制限等の事務処理に関し、

- 違反の下命又は容認に係る使用制限の事務処理
- 指示及び指示に係る使用制限の事務処理

等について定めている。